

介護老人保健施設 まとかた 訪問リハビリ料金表

令和1年10月1日現在

下記の料金表は自己負担1割分の金額です。自己負担2割の方の場合、2倍の金額、自己負担3割の方の場合、3倍の金額が自己負担となります。

《訪問リハビリテーション》

請求内容	単価 (円)	備考
① 訪問リハビリテーション費	292	(1回20分につき)
② 中山間地域等に居住する利用者へのサービス提供加算	14	(1回20分につき)
③ 短期集中リハビリテーション実施加算	200	退院(所)日または認定日から3月以内(1日につき)
④ リハビリテーションマネジメント加算 (I)	230	個別計画の作成・実施(1月につき)
⑤ リハビリテーションマネジメント加算 (II)	280	個別計画の作成・実施(1月につき)
⑥ リハビリテーションマネジメント加算 (III)	320	個別計画の作成・実施(1月につき)
⑦ リハビリテーションマネジメント加算 (IV)	420	個別計画の作成・実施(1月につき)
⑧ 社会参加支援加算	17	(1日につき)
⑨ サービス提供体制加算	6	(1回につき)

※ ②は別に厚生労働大臣が定める地域に居住している利用者に対し、通常の事業の実施地域を越えて訪問リハビリテーションサービスを行った場合に加算。

※ ④、⑤、⑥、⑦はいずれかを算定。

※ ⑧、⑨は事業者が評価対象期間に基準を満たした場合に加算。

《介護予防訪問リハビリテーション》

請求内容	単価 (円)	備考
① 介護予防訪問リハビリテーション費	292	(1回20分につき)
② 中山間地域等に居住する利用者へのサービス提供加算	14	(1回20分につき)
③ 短期集中リハビリテーション実施加算	200	退院(所)日または認定日から3月以内(1日につき)
④ リハビリテーションマネジメント加算	230	個別計画の作成・実施(1月につき)
⑤ 訪問介護計画を作成する上で必要な指導及び助言を行った場合	300	3月に1回を限度とし、実施した場合に算定(1回につき)
⑥ 事業所評価加算	120	(1月につき)
⑦ サービス提供体制加算	6	(1回につき)

※ ②は別に厚生労働大臣が定める地域に居住している利用者に対し、通常の事業の実施地域を越えて介護予防訪問リハビリテーションサービスを行った場合に加算。

※ ⑥、⑦は事業者が評価対象期間に基準を満たした場合に加算。